

時効の利益の放棄

(1) 意義

- ・ 時効援用権者の時効の利益を受けないという意思表示（単独行為）
 - ∴ 時効の利益を受けることを潔しとしない当事者の意思の尊重

(2) 要件

- ① 時効完成後であること（146条反対解釈）
- ② 時効完成を知っていること（援用権放棄の意思表示であるから）

第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(3) 効果

- ① 相対効：時効援用権者が複数ある場合、その一人の放棄は、他の援用権者に影響を及ぼさない（判例）
- ② 放棄の時から新たに時効の進行が始まる（判例）
- ③ 時効利益を放棄した者は、すでに完成していた時効を援用することができなくなる